

市営住宅<空家>入居者募集

市営住宅<空家>

団地名	戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地	2戸	H29	木造桜木8-2	木造平屋3・6連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200～ 45,700
つきみの団地	2戸	H13 H16	森田町森田月見野300-2・3	木造平屋1戸建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	20,200～ 39,900

団地名	空家番号	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
岩木団地	20号	H12	柏上古川房田152-1	木造2階建2連戸2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	23,500～ 46,200
桜木団地	10-12号	H29	木造桜木8-2	木造平屋5連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	28,100～ 55,100
富蒔2号団地	13号	H19	富蒔町屏風山1-1873	木造平屋2連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	22,800～ 44,800

特定公共賃貸住宅<空家>

団地名	空家番号	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
浅井団地	2号	H17	柏桑野木田浅井40-2	木造2階建2連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	45,000～ 55,000
沼館団地	4号	H7	稲垣町沼崎幾世川6-1	木造2階1戸建4LDK	○	○	○	○	○	下水道	40,000～ 70,000

募集期間	2月20日(火)～2月26日(月) ※入居可能日はH30年4月上旬予定。(土・日・祝日除く)
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること(満60歳以上の高齢者等は単身入居可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(公営住宅:月額158,000円以下※裁量世帯214,000円以下)(特定公共賃貸住宅:月額158,000円を超え487,000円以下) ③税の滞納がないこと(同居予定者を含む) ④住宅に困窮していることが明らかでないこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申し込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは(公営住宅) 「子育て世帯」申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」申請者が60歳以上で、かつ同居予定者全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯 ・身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)、愛護手帳(A・B)
必ず必要な書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ④申請者の認め印 ⑤入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し ※現在の居住場所や家族構成によってはその他の書類が必要となります。詳しくは建築住宅課の窓口でご確認ください。
決定方法	応募書類について審査のうえ、3月中旬の選考により決定します。
その他	①入居者で選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2人(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。 ②事前相談は、随時受け付けています。

【申し込み・問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)

●市営住宅等での「ペット飼育、一時預かり、餌付け」は禁止です。

市営住宅は多数の世帯が居住する共同住宅です。入居者の中には、動物アレルギーを持つ方や、動物の苦手な方がいます。また、犬、猫、鳥などのペットの飼育は、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となりますので、市営住宅ではペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。

住み慣れたつがる市で、最期まで過ごすために ～「家で最期を迎えたい」本人・家族の希望をかなえるには～

人生の道のりは人それぞれです。皆さんは、豊かな人生をどう生ききり、どう最期を迎えたいですか？

つがる市では、「家で最期を迎えたい」と高齢者の42.9%が希望している（平成27年度在宅医療・介護に関するアンケート結果から）ことを踏まえて、住み慣れた地域で元気に過ごし、人生の最期まで安心して老いられる地域を目指して在宅医療介護連携の推進に取り組んでいるところです。

今回は、その取り組みと自宅で医療や介護を受けることについてご紹介します。医療や介護について知って心づもりをしておくことも大切です。

ご自分のことやご家族、大切な人のことを、一緒に考える機会にしませんか？

日 時 3月11日(日) 13時30分から15時30分（受付開始13時）

場 所 つがる市生涯学習交流センター松の館交流ホール

内 容 報告「つがる市の取り組み」介護課担当者

講 義「在宅医療とは？」 元村 成 氏（医療法人誠仁会尾野病院理事長）

話題提供「つがる市の在宅医療の現場から」 一戸 久人 氏（つがる市民診療所長）、
加福 かすみ 氏（訪問看護ステーションにじの樹看護師）、自宅療養者ご家族、
柏ミナトヤ歯科（スライドで紹介）

申し込み 3月5日(月)までお申し込みください。当日参加も受け付けます。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線243）

参加無料
お待ちしております

後期高齢者医療、高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

支給対象者 後期高齢者医療制度に加入している方で、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをした方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

対象期間 平成28年8月1日～平成29年7月31日

支給額 医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

自己負担限度額

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額
現役並み所得	3割	67万円
一般	1割	56万円
低所得Ⅱ（世帯員全員が住民税非課税の方）		31万円
低所得Ⅰ（世帯員全員の各所得金額が0円の方）		19万円

支給申請 支給を受けるには必ず申請が必要となります。**支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが届きますので、市役所国民健康保険課に申請してください。**

必要書類等 支給申請書、高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請についてのお知らせ、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類（官公庁が発行する顔写真付き身分証明書など）、口座情報がわかるもの（通帳など）、認め印

その他、詳細については、後日送付される支給申請のお知らせをご確認ください。

なお、対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方などがいる世帯には、支給対象となる世帯でも支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方は担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 つがる市国民健康保険課 電話42-2111（内線274・275）
青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821